

地方財政の充実・強化を求める意見書

政府の平成26年度地方財政対策においては、昨年7月から実施された国家公務員給与の削減を踏まえた地方公務員給与に係る地方交付税の減額は本年3月で終了し、本来の措置がされた。また、地方財政全体では、国の一般会計からの地方交付税の加算措置等の減額が行われたが、一般財源総額については、地方税収等の増により、平成25年度地方財政計画の水準を上回る額が確保されたところである。

平成27年度の地方財政をめぐっては、法人実効税率の引き下げに伴う財源確保や引き下げ幅をめぐる論議や、財政制度等審議会において財務省が歳出の適正化により2.2兆円以上の節減が可能と主張するなど、地方財政の削減圧力が強まっている。

このような中で、地方においては地域経済と雇用対策の強化が求められるとともに、様々な分野における住民サービスへの行政需要が高まっており、そのための安定した財源の確保が課題となっている。しかしながら少子高齢化に伴う社会保障費の増嵩や公債費が高い水準で推移することなどにより、厳しい財政運営を迫られている。

このため、政府の平成27年度予算編成における地方財政計画の策定にあたっては、過疎地域や離島など条件不利地域及び自主財源に乏しい脆弱な地方の財政基盤に十分配慮するとともに、増大する地方の行政需要に対応した予算措置が必要である。

よって、国におかれては、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 地方財政計画、地方税の在り方及び地方交付税総額の決定にあたっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、「国と地方の協議の場」等において十分な協議のもとに決定すること。
- 2 東日本大震災の復旧・復興経費については、国の責任において財源を確保し、地方自治体全体の財政に支障が出ることがないように十分な措置を講じること。
- 3 地方自治体においては、大規模な地震や津波及び社会資本の老朽化に備えた防災・減災対策の強化が求められていることから、これらに必要な財源を確保すること。
- 4 地域経済と雇用対策の強化、子育て及び医療・介護等の分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の振興、新エネルギーの普及等の環境対策など、増大する行政需要を的確に地方財政計画に反映し、地方交付税を含む一般財源総額を確保すること。
- 5 地方交付税原資の安定確保を図るために、臨時財政対策債等による特別対策ではなく、法定率の引き上げなど抜本的措置を講じること。
- 6 地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、合併市町村の算定特例の終了を踏まえた、新たな行政需要への適切な財政措置を引き続き講じること。
- 7 地方交付税の別枠加算及び歳出の特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行の水準を確保するとともに、経常的な措置として位置づけること。
- 8 地方交付税において、平成26年度に創設された地域の元気創造事業費については、行革努力と地域経済活性化の成果の観点から算定を行うこととされているが、地方自治体の自主性を尊重するとともに、条件不利地域や財政力指数の低い地域などは、自主財源が乏しい中においても、行革や地域経済活性化の施策に取り組んでいることを考慮し、それらの地域に十分配慮した仕組みとすること。
- 9 法人実効税率のあり方については、与党の平成26年度税制改正大綱において、引き続き検討を進めるとされているが、その検討に当たっては、課税ベースの拡大等により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方に減収が生ずることのないようにすること。
- 10 県及び市町村の貴重な自主財源であるゴルフ場利用税、市町村の基幹税目である固定資産税については、財政運営に不可欠であることから現行制度を堅持すること。

- 11 国の制度創設や改正に際しては、国の予算上の都合による一方的な地方負担の創設や国庫補助率の引き下げなど、地方への負担転嫁を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月4日

鹿児島県議会議長 池畑憲一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官